

「(仮称)御代志<sup>みよし</sup>地区土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書」  
に関する

熊本県環境影響評価審査会意見

「(仮称)御代志地区土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書」の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

**[ 全般的事項 ]**

事業実施による環境への影響は、その事業の特性や事業が実施される地域の特性により異なり、その特性を十分把握したうえで、メリハリの効いた環境影響評価に繋げることが重要である。今後、準備書作成に向け、可能な限り事業特性を明らかにするとともに地域特性の把握に努める必要がある。

事業実施区域の近くにある「黒石原のクヌギ林」は、代償植生ではあるが、この地域の自然条件と人間活動の調和の上に成立した歴史的・文化的な意味の高い植生であり、地域外に住む人々からも親しまれてきた景観であることを強く意識し、特定群落の範囲だけでなく、どれだけのクヌギ林（現在では放置されたりした結果、多少変形しているものやクヌギ林以外の植生も含めて）が地域に存在するか調査し、地域特性を十分把握のうえ、今後、環境影響評価に当たる必要がある。

本事業の実施による交通量増加がもたらす環境影響を低減するためには、事業実施区域内にある御代志駅の交通結節点としての機能強化が重要である。そのためのパーク・アンド・ライドは、公共交通機関の利用を促進し、交通渋滞緩和のみならず、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の環境影響の低減や地球温暖化防止にも有効であることから、御代志駅周辺整備に計画を盛り込めないか検討する必要がある。

**[ 大気環境 ]**

事業実施区域の騒音に係る環境基準の類型区分は、現在 C 類型に指定されているが、都市計画決定に伴う用途地域の指定によって類型区分も変更される。したがって、「騒音」に係る環境影響評価に当たっては、変更後の類型区分を用いて評価する必要がある。

## [ 水環境 ]

### 水象・水質

『工事の実施』における雨水排水による「水象」(流量、流速等)、「水質」(水の汚れ)や『敷地の存在(土地の改変)』による「水象」(流量、流速等)については、濁度を調整池にて低下させた後、公共下水道に放流するなどの理由から、環境影響評価項目に選定されていない。しかしながら、公共下水道に放流するとしても、最終的には河川に放流され、「水象・水質」に影響を及ぼす恐れがあることから、環境影響評価項目に選定すべきか検討する必要がある。

なお、準備書において以下について具体的に説明すること。

- ・現状における蒸発散を除いた雨水の具体的な流れ(地下帯水層への浸透、公共下水道への流入、中間水としての河川への流出等)について
- ・工事中及び供用後における蒸発散を除いた雨水の具体的な流れ(公共下水道の雨水管を通して最終的に河川に放流されるまで)と事業実施区域等に設置される雨水浸透施設や調整池等の効果及び放流先への影響について

### 地下水

熊本地域の生活用水は、ほぼ100%地下水でまかなわれている。この事実を認識し、地下水を涵養し保持している地質構造を十分把握したうえで、地下水の涵養と汚染防止に努める必要がある。

地下水涵養のための雨水浸透施設(浸透トレンチ、家庭用浸透枡、透水性舗装等)の具体的な構造や効果、事業実施による涵養量の変化を準備書において明らかにしたうえで、熊本地域の地下水への影響について定量的に予測・評価する必要がある。

なお、雨水浸透施設の計画に当たっては、初期降雨による地下水汚染にも配慮する必要がある。

新たに必要となる水道用水源の確保について記述されていないが、その場所や方法、量、地質構造等を準備書において明らかにし、取水による周辺井戸への影響を定量的に予測・評価すべきか検討する必要がある。

なお、地質構造等から熊本地域の地下水へも影響があると考えられる場合、取水による影響を に含め定量的に予測・評価する必要がある。

地下水の調査井戸は、事業実施区域に近接した井戸1箇所が選定されているが、事業実施による地下水の影響を的確に把握するためには、事業実施区域内の深度の異なる複数の井戸の水位についても調査する必要がある。また、涵養量変化による地下水位への影響を把握するための監視（モニタリング）調査を実施すべきか検討する必要がある。

## **[ 動物・植物・生態系 ]**

### **動物・植物**

事業実施区域及びその周辺には、県レッドデータブックで危急種とされている昆虫類のオオクワガタやオオウラギンヒョウモンが生息している可能性がある。特にオオウラギンヒョウモンは、草原の減少と遷移、極端な採取によって個体数が急激に減少しているため熊本県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき特定希少野生動物に指定され、その捕獲、殺傷又は採取が禁止されている。これら以外にも希少な動植物が生息・生育している可能性があるため、注意深く調査を実施し、希少動植物が発見された場合、関係機関や専門家に助言を受け保全策を検討する必要がある。

### **生態系**

生態系の環境影響評価に当たっては、上位性、典型性及び特殊性を明らかにしたうえで、それらに対する影響を具体的に予測・評価する必要がある。

本事業は、地表のほぼ全面を改変する計画である。生きている土である表土が地表に存在することは、植物の生育や生態系の回復にとって重要な要素であることを認識し、表土の取扱いに十分留意する必要がある。

事業実施区域内には、中央運動公園、学校のグラウンドなどに、豊かな緑が残っている。土地利用計画に当たっては、これらの緑を出来る限り保全するよう検討する必要がある。

## **[ 景観 ]**

事業実施区域内に新たに植栽する樹木の選定に当たっては、植栽の目的、植栽する場所の環境条件に加え、植栽後に成長してどのような形になる(どのような景観をつくる)か、どのような維持管理作業が必要かを十分検討のうえ郷土種を中心に選定する必要がある。

特に特殊道路(緑道)は、景観とも密接に関連しているため、その線形計画と樹種の選定に当たっては、慎重に検討する必要がある。

「景観」については、事業実施区域近くの弁天山からの「眺望景観」のみを対象としているが、事業実施区域及びその周辺にも適切な地点を設定し、事業実施区域周辺の身近な身のまわりの「<sup>いによ</sup>囿繞景観」への影響についても予測・評価すべきか検討する必要がある。

事業実施区域周辺の景観と調和するよう修景・デザイン等に十分配慮した計画とするために効果的な「地区計画」の導入について検討する必要がある。

## **[ 人と自然との触れ合いの活動の場 ]**

「人と自然との触れ合いの活動の場」は、公的に認知された「野外レクリエーション地」のほか、空き地や小川、神社の境内、雑木林など名称の有無や整備目的にかかわらず、住民等の日常的かつ自然発生的な触れ合い活動に利用されている場所も対象とされている。事業実施区域及びその周辺には、これらの場が存在していることから、環境影響評価項目に選定すべきか検討する必要がある。

## **[ 文化財 ]**

事業実施区域内には、指定文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、事業予定地内に未確認の埋蔵文化財包蔵地が存在する可能性があるため、事前に試掘調査等について西合志町教育委員会と協議する必要がある。

ひかりがい  
【光害】

近年、屋外照明の増加、照明の過剰な使用によって、夜空の明るさが増大し、天体観測や星空観賞への障害や動植物、居住者への影響などの「光害」が熊本県内でも問題になっているが、近くには、緑豊かな弁天山公園、国立療養所菊池恵楓園、県農業研究センター及び九州沖縄農業研究センターがあり多くの昆虫類が生息している。

このため、街路灯や商業施設における屋外照明については、「光害対策ガイドライン」(平成10年3月環境庁策定)などを参考に「光害」への配慮を検討する必要がある。

【その他】

準備書の作成に当たっては、使用する用語の定義付けを明確に行ったうえで使用するなど、的確な記述に努めること。また、引用したデータや文献等については、正確に記載し、どの資料等によるものか、その出典や根拠を明確にすること。

準備書全体の記述に関しては、文書体系を整理して、読みやすい構成とするよう努めるとともに、重要な項目の説明については、関係する各項目で詳細に記述し、理解を助ける努力を行うこと。

動植物の記載に当たって学術的分類に準拠した表記順とするなど、基本的な記載に誤りのないよう十分留意すること。